

【10月1日から家庭ごみ処理有料化が始まります】

環境衛生課 ☎826-1111 内線2492

ごみ処理有料化とは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の指定ごみ袋を購入することで、各家庭のごみ排出量に応じて「ごみ処理手数料」を負担する仕組みです。ごみの排出量を減らすための重要な施策ですので、みなさまのご協力をお願いいたします。

ごみ処理手数料の支払い方は？

ごみ処理手数料は、指定ごみ袋の販売価格に含まれています。ごみ袋の種類と販売価格は下表のとおりです。

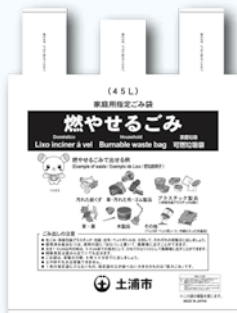
ごみの種類	大きさ	1セット(10枚入) 販売価格(税込)
燃やせるごみ	小 15ℓ	150円
	中 30ℓ	300円
	大 45ℓ	500円
燃やせないごみ	小 15ℓ	150円
	中 30ℓ	300円

※太さ10cm以内で長さ50cm程度の長さにそろえ、両端をひもで縛った**せん定した枝**、透明または半透明の袋に入れて「おむつ」と明記した**使用済み紙おむつ**は、10月1日以降も無料で集積場に出すことができます。

10月以降、従来のごみ袋はどうなるの？

燃やせるごみと燃やせないごみの指定ごみ袋が変わり、従来のごみ袋は、燃やせるごみ・燃やせないごみに使えなくなります。残った袋は容器包装プラスチックや古布などを出す際などに、裏返して内容を明記のうえ使用してください。詳しくはお問い合わせください。

新しい「燃やせるごみ」袋



〈燃やせるごみ袋で出せるごみ〉

- リサイクルできない紙
汚れた紙類、ティッシュ、写真など
- 革・ゴム製品、中綿の入った衣類
ゴム長靴、ベルトなど
- プラスチック製品
歯ブラシ、プラスチックのおもちゃなど
- 草・落ち葉・生花
- その他
たばこの吸い殻、大きな骨や貝、ペット用砂、可燃性のもの全般

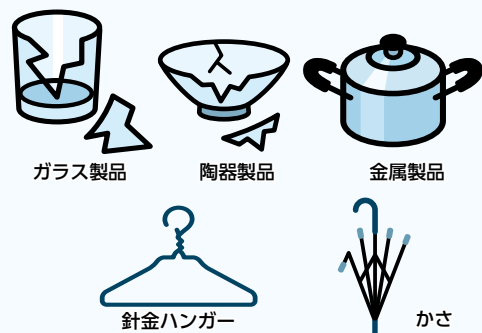


新しい「燃やせないごみ」袋



〈燃やせないごみ袋で出せるごみ〉

- ガラス製品
コップ、花瓶、鍋のふたなど
- 陶器製品
食器、植木鉢など
- 金属製品
なべ、フライパン、小型家電*など
- その他
かさ*、金属が含まれた文房具、針金ハンガー*、不燃性のもの全般



*新治地区では、小型家電・かさ・針金ハンガーは、小型粗大ごみの日に出してください。

▲燃やせないごみの袋には、一部分にエンボス加工がされているので目の不自由な方にも、区別がしやすくはなっています。



「生ごみ」や「容器包装プラスチック」の分別収集は、従来通り続きます。生ごみは指定の黄色い袋、容器包装プラスチックは中身の見えるポリエチレンの袋に入れて集積場に出してください。
ごみ排出量削減のため、分別収集にご協力ください！